

## 議案第 9 号

白岡市税条例及び白岡市都市計画税条例の一部を改正する条例

(白岡市税条例の一部改正)

第 1 条 白岡市税条例（昭和 3 0 年白岡町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 6 条の 2 第 9 項中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 6 3 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

第 8 9 条第 2 項第 2 号及び第 1 3 0 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 1 3 8 条第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

(白岡市都市計画税条例の一部改正)

第 2 条 白岡市都市計画税条例（昭和 5 2 年白岡町条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項第 1 号中「及び個人番号又は法人番号」を「及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同法第 2 条第 1 6 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

## 提 案 理 由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の

一部を改正する法律の施行に伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。